

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1の表に次のように加える。

65	熊本市被災家屋解体廃棄物等処理業務受託事業者選考委員会	被災家屋解体廃棄物等処理業務に係る受託事業者の選考について審議する。
----	-----------------------------	------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関として熊本市被災家屋解体廃棄物等処理業務受託事業者選考委員会を設置するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。